

Ⅸ 輸出入申告における入出力項目の見直し< 2 >

平成27年5月15日

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社



1. 輸出入申告における入出力項目の見直しの概要（第11回WG提示済み）

区分	概要
1. 個別検討事項	輸出入申告に係る項目の見直しを図ることとする。
2. 対象手続き	NACCSにおける輸入手続きの基幹業務である、 「輸出申告事項登録（EDA）」業務 「輸入申告事項登録（IDA）」業務 及び必要に応じて、その他の輸出入関連手続きに対して項目の見直しを図る。
3. 概要	輸出入申告における申告者等の利便性向上、及び税関のよりきめ細やかな通関時審査等を実現する観点から、新規項目の追加、既存項目の見直し、及びこれに伴う出力帳票（許可書・申告控等）の見直しを図ることとする。
4. その他	EDA業務、IDA業務以外の輸出入関連手続きに係る対象業務の要否、及び項目の見直し要否等については今後決定する。

2 - 新規項目追加

項番	共通部欄部	項目名	概要・理由
1	共通部	荷主リファレンスナンバー 荷主セクションコード	輸出許可情報を輸出者側の社内において整理等に利用可能とする 利便性向上の観点から、左記項目を追加する。

(E D A 共通部の下部)

記事 (税関)		
記事 (通関業者)		
記事 (荷主)		
荷主セクションコード	荷主 Ref No.	
社内整理番号		

(輸出許可通知書共通部の下部)

記事 (通関)	JJJJJJJJJJJJJJJJJJJJ2JJJJJJJJJJ3JJJJJJJJJJ4JJJJJJJJJJ5JJJJJJJJJJ6JJJJJJJJJJ
記事 (荷主)	JJJJJJJJJJJJJJJJJJJJ2JJJJJJJJJJ3JJJJJJJJJJ4JJJJJJJJJJ5JJJJJJJJJJ6JJJJJJJJJJ
荷主セクションコード	XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXE 荷主 Ref No. XXXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXXE
社内整理番号	XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXE 利用者整理番号 XXXXE
税関通知欄	JJJJJJJJJJJJJJJJJJJJ2JJJJJJJJJJ3JJJJJJJJJJ4JJJJJJJJJJ5JJJJJJJJJJ6JJJJJJJJJJ
許可年月日	yyyy/MM/dd JJJJJJJJJJJJJJJJJJJJJ2JJJJJJJJJJ3JJJJJJJJJJ
保税運送承認期間	yyyy/MM/dd ~ XXXX/XX/XE 又は運送貨物の発送の日を起算日とする同期間
(注)この申告に基づく処分について不服があるときは、その処分があったことを知った日の翌日から起算して 2月以内に税関長に対して異議申立てすることができます。	

2 - 既存項目の見直し

項番	共通部欄部	見直し内容	項目名	概要・理由
1	共通部	入出力項目の非表示	AWB 番号	第10回WG「海上システムで航空貨物を扱う機能の廃止」に伴い海上の E D A 業務における当該項目を非表示。 許可内容変更申請 (E A A、U A A) 業務は海上貨物から航空貨物への積替えを可能とするため、見直しの対象外とする。

4 . 原産地証明書識別の4桁化

輸入申告等の入力項目となっている「原産地証明書識別」欄については、現行NACCSにおいては1桁で運用しているが、今後のコードの枯渇に対応するため、次期（第6次）NACCSでは4桁化する方向で仕様検討を進めているところである。（第11回WGにおいて提案済）

具体的なコード体系については以下のとおり。

原産地証明書識別コード体系

原産地証明書識別（4桁）の体系 = 原産地（申告）種別（2桁）+ 原産地証明者等区分（1桁）+ 貨物の種類（1桁）

原産地（申告）種別	
WK	国定・WTO協定
GS	一般特惠
SG	日シンガポール経済連携協定（EPA）
MX	日メキシコ経済連携協定（EPA）
MY	日マレーシア経済連携協定（EPA）
PH	日フィリピン経済連携協定（EPA）
CL	日チリ経済連携協定（EPA）
TH	日タイ経済連携協定（EPA）
BN	日ブルネイ経済連携協定（EPA）
ID	日インドネシア経済連携協定（EPA）
VN	日ベトナム経済連携協定（EPA）
CH	日スイス経済連携協定（EPA）
IN	日インド包括的経済連携協定（EPA）
PE	日ペルー経済連携協定（EPA）
AU	日オーストラリア経済連携協定（EPA）
AS	日アセアン包括的経済連携協定（EPA）

原産地証明者等区分	
T	輸出国当局が発給した原産地証明書（第三者証明）
A	認定輸出者による自己証明（原産地申告）
P	製造者による原産品申告書
E	輸出者による原産品申告書
I	輸入者による原産品申告書
O	原産地証明書等の提出が不要な場合

「O（オー）」以外は、提出猶予申請を行う場合を含む

「貨物の種類」については、次ページ参照

4 . 原産地証明書識別の4桁化

貨物の種類	
一般特恵	A 自国関与品（暫定令26条第2項該当）で、かつ、累積（暫定令26条第3項）適用【C O等、自国関与証明書及び累積加工製造証明書を提出】
	J 自国関与品（暫定令26条第2項該当）で、かつ、累積（暫定令26条第3項）非適用【C O等及び自国関与証明書を提出】
	B 自国関与品（暫定令26条第2項該当）以外で、かつ、累積（暫定令26条第3項）適用【C O等及び累積加工製造証明書を提出】
	P 自国関与品（暫定令26条第2項該当）以外で、かつ、累積（暫定令26条第3項）非適用【C O等を提出】
	C 税関長が貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた貨物【C O等提出なし】
	T 少額貨物扱い【C O等提出なし】
	M 特恵用原産地証明書の提出猶予申請を行う貨物
E P A	1 E P A関税割当品目で、E P A関割証明書及び原産地証明書（若しくは原産品申告書）の提出があるもの【E P A関割証明書及びC O等を提出】
	2 E P A関税割当品目でE P A関割証明書があり、少額扱い貨物【E P A関割証明書提出、C O等提出なし】
	3 E P A関税割当品目で、税関長が貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた貨物【E P A関割証明書提出、C O等提出なし】
	4 E P Aに基づく原産地証明書（若しくは原産品申告書）の提出がある貨物【C O等を提出】
	5 少額扱い貨物【C O等提出なし】
	6 税関長が貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた貨物【C O等提出なし】
	7 E P Aに基づく原産地証明書（若しくは原産品申告書）の提出猶予申請を行う貨物
W T O 国定協定	G 協定用原産地証明書の提出がある貨物【C O等を提出】
	R 貨物、インボイス等により原産地が確認できる貨物【C O等提出なし】
	S 輸入割当等公表告示三 - 8に規定する原産地証明書がある貨物【C O等を提出】
	N 原産地が確認できない貨物【C O等提出なし】

C O等：原産地証明書又は原産品申告書